

更正請求書

受付印

令和 年 月 日		※ 処理 事項	発信年月日				
			通信日付印	確認			
所在地及び電話番号		(電話 )					
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)					
(ふりがな) 代表者氏名							
地方税法第 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。							
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度		. . . から . . . まで					
摘要		更正の請求前			更正の請求後		
道府県 民 税	課 税 標 準 等	円			円		
	税 額 等						
事業税 (法第72条 の2第1項 第1号・ 第2号・ 第3号・ 第4号に 掲げる 事業)	課 税 標 準 等	所 得 等					
		付 加 価 値 額					
		資 本 金 等 の 額					
		収 入 金 額					
	欠 損 金 額 等						
税 額 等							
特別法人 事 業 税	課 税 標 準	基 準 法 人 所 得 割 額					
		基 準 法 人 収 入 割 額					
	税 額 等						
法 第 20 条 の 9 の 3 第 1 項 の 更 正 の 請 求 の 場 合		法 定 納 期 限	. . .			. . .	
法 第 20 条 の 9 の 3 第 2 項 の 更 正 の 請 求 の 場 合		第 1 号 の 判 決 等 の 確 定 日	. . .			. . .	
		第 2 号 の 更 正 ・ 決 定 等 の あ っ た 日	. . .			. . .	
		第 3 号 の 政 令 で 定 め る 理 由 の 生 じ た 日	. . .			. . .	
法 第 53 条 の 2 の 更 正 の 請 求 の 場 合		国 の 税 務 官 署 の 更 正 の 通 知 日	. . .			. . .	
法 第 72 条 の 33 の 更 正 の 請 求 の 場 合		修 正 申 告 書 の 提 出 日	. . .			. . .	
		更 正 ・ 決 定 の 通 知 を 受 け た 日	. . .			. . .	
		国 の 税 務 官 署 の 更 正 ・ 決 定 の 通 知 日	. . .			. . .	
更正の請求をする理由、請求 をするに至った事情の詳細そ の他参考となるべき事項							
連結親法人の本店所在地及び 電話番号		(電話 )					
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号		(法人番号)					
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法		銀行			支店 口座番号(普通・当座)		
関 与 税 理 士 署 名		(電話 )					



合にあっては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4項に掲げる事業とに分けて提出すること。

10 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結親法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

11 「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる事業年度において当該請求を行う法人が連結申告法人(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。)(連結子法人に限る。)である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が国の税務官署から受けた更正又は決定の通知日を記載すること。

12 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料(法第53条の2若しくは第72条の33第2項又は令和2年旧法第53条の2若しくは第72条の33第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し)を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。)第7条第1項又は令和2年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

13 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人及び「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる事業年度において連結申告法人(連結子法人に限る。)である法人が記載すること。